

水素生成器「5000 時間保証パック」利用規約

第1条（目的と適用範囲）

本規約は、株式会社エテルナ（以下「当社」といいます）が販売する水素生成器（以下「対象製品」といいます）に対して提供する「5000 時間保証パック」（以下「本保証」といいます）の提供条件を定めるものです。本保証にお申し込みいただいたお客様（以下「加入者」といいます）は、本規約に同意したものとみなします。

第2条（加入条件および保証料金）

1. 本保証は、対象製品の新規購入時にお申し込みいただけます。
2. 本保証の加入料金は、対象製品の代金とは別に **25,000 円（税込 27,500 円）** とします。加入料金の支払いをもって、本保証の適用が開始されます。
3. いかなる理由においても、加入料金の返金はいたしません。

第3条（保証内容と適用基準）

本保証は、対象製品の「水素生成の稼働時間」が **5,000 時間** に達するまで、安定した水素生成能力を保証するものです。以下の条件をすべて満たした場合に限り、無償での修理または部品交換（本体交換を含む）を実施いたします。なお当社水素吸入器は機器内部にタイマーが設定されているため、**1,000 時間**の稼働で機械が停止し、脱イオンフィルター交換をお知らせする機能が付いております。従って、機器の正確な稼働時間は当社の専用機器でないと測定できませんが、脱イオンフィルター交換を4回行った時点（計5個目のフィルターの使用開始時点）で、**4,000 時間**の稼働をしたことがわかります。

1. **稼働時間の判定**: 当社指定の専用測定機器により稼働時間を測定し、**累計稼働時間が 5,000 時間未満**であること。
2. **水素発生量の低下**: 対象製品の水素発生量が、当社基準値である「**270cc/分**」を下回っていると当社が判定した場合。（水上置換法により測定）
3. **期間の制限**: 本保証の有効期間は、稼働時間が **5,000 時間** に達した時点、または **対象製品の購入日から起算して 5 年間**、または本保証対象の修理や部品交換が1回行われた時点のいずれか早い方とします。

第4条（保証の対象外・免責事項）

稼働時間が **5,000 時間未満**であっても、以下のいずれかに該当する場合は本保証の対象外となり、修理・交換等は有償となります。

1. 取扱説明書、本体貼付ラベル等の注意書きに従わない使用（例：日本薬局方の指定精製水および当社指定の精製水以外の液体を使用した場合）に起因する場合。
2. 落下、衝撃、水没、不適切な保管環境（高温多湿、直射日光など）に起因する故障および

損傷。

3. 分解、改造、不当な修理に起因する故障。
4. 火災、地震、水害、落雷その他の天災地変、公害、異常電圧などに起因する故障。
5. 経年劣化による外装のキズ、変色、汚れ等の外観上の変化。
6. 指定の定期交換部品（脱イオンフィルター類、電源アダプターなど）の交換を怠った場合。
7. 当社における測定・点検の結果、水素発生量が基準値（270cc/分）を満たしており、異常が認められない場合。

第5条（保証の履行・検査の手順）

1. 加入者は、対象製品の不具合または水素発生量の低下を感じた場合、当社カスタマーサポートへ連絡の上、対象製品を当社指定の窓口へ送付するものとします。
2. 4,000 時間超の稼働をした際、水素量の低下をお感じになられたら、送料無料で一度水素量のチェックを当社側で行わせて頂きます。生成水素量の測定は「水上置換法」で測定いたします。
3. 4,000 時間経過前、および 4,000 時間経過後 2 回目以上の検査・修理のご依頼に伴う当社への発送費用は、原則として加入者のご負担（元払い）とさせていただきます。点検の結果、本保証の対象となる修理・交換が行われた場合は、**当社からの返送費用は当社が負担**いたします。（※本保証対象外であった場合は、修理費用および返送費用をお客様側でご負担いただきます）
4. 修理が困難な場合、同等性能を有する後継機種または代替品との交換をもって保証の履行とさせていただきます場合があります。

第6条（権利の譲渡禁止）

本保証の権利は、対象製品を最初にご購入いただいた加入者本人にのみ帰属します。第三者への対象製品の譲渡、転売等が行われた場合、本保証は直ちに無効となります。